

## 農業協同組合の検査

### 1 検査の方針

組合経営の健全性を確保し、組合員及び利用者並びに地域社会から信頼される組合を確立するため、社会情勢の変化、不祥事件等（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為、機微情報・個人情報の漏えい等）の発生等の諸課題に対応した検査手法等の整備を図り、効率的かつ効果的な検査を行います。

また、信用事業並びに共済事業の収益減少など中長期的に組合の経営環境は厳しさを増している中、自己改革を実践していくための実践サイクルが構築され、農業者の所得向上及び持続可能な経営の確立のための取組が実施されているか検査します。

なお、検査の実施に当たっては、台風・地震等の自然災害が発生した場合には、被害状況等を考慮し柔軟に対応することに加え、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた取組にも十分留意します。

### 2 検査の重点事項

組合に対し、合法性、合目的性及び合理性の視点から、次の事項について重点的に検査を行います。

#### (1) 経営管理（ガバナンス）態勢及び法令等遵守態勢の確立による適正な事業運営の確保

組合組織の大規模化かつ複雑化に対応した経営管理（ガバナンス）態勢及び法令等遵守態勢の確立による適正な事業運営の確保

ア 経営管理（ガバナンス）態勢の不備・欠陥やリスク管理上の問題点に係る洗い出しと改善の取組の徹底

イ 役員及び管理監督者による内部統制の徹底

ウ コンプライアンス部門、監事監査、内部監査等による内部けん制機能の強化及び内部監査結果等を踏まえた問題点改善の取組の徹底

#### (2) 財務の健全性の確保による経営力の強化

金融情勢に対応した組合の信用事業の自主的かつ持続的な経営の確立及び財務の健全性の確保による経営力の強化

ア 自己資本比率規制の見直し（バーゼルⅢの適用）に即した対応の実施

イ 信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等管理態勢の確立

ウ 適正な与信先管理及び資産査定の実施

#### (3) 組合の諸改革の促進による健全な経営の確保

農業を取り巻く諸課題に対応した自己改革による健全な経営の確保

ア 農業者の所得向上に向けた取組の実施

イ 経済事業の収支改善に向けた取組の実施

### 3 検査の種類

|             | 種類                    | 内容  |
|-------------|-----------------------|---|
| 法的根拠による分類   | 常例検査                  | 法第 94 条第 4 項に基づき、毎年 1 回を常例として行う検査                                     |
|             | 随時検査                  | 法第 94 条第 3 項に基づき、組合の事業の健全な運営を確保するために行政庁が必要と認めるときに行う検査                 |
|             | 要請検査                  | 法第 98 条第 1 項に基づき、随時検査のうち、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認めるときに行う検査           |
|             | 認定検査                  | 法第 94 条第 2 項に基づき、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査         |
|             | 請求検査                  | 法第 94 条第 1 項に基づく組合員の請求による検査   |
|             | 子会社等、信用事業受託者及び共済代理店検査 | 法第 94 条第 5 項に基づき、組合の検査をする場合において、当該組合の子会社等又は子法人等の検査が特に必要であると認めるときに行う検査 |
| 検査実施範囲による分類 | 全面検査                  | 検査対象組合の全部門について行う検査  |
|             | 部分検査                  | 特定部門について重点的に検査する必要がある組合に対し、特定部門を対象に実施する検査                             |
|             | 事後確認検査                | 常例検査、随時検査又は認定検査を実施した組合を対象として検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認する検査     |

注) 法…農業協同組合法